JESCA 日本イレイサースタンプ協会 会員規約について (講師会員/公認講師会員・登録講師会員)

第一条[定義]

本規約は「JESCA 日本イレイサースタンプ協会」(以下「当会」という)が運営する資格取得者を対象とした講師会員向けのサポートおよびサービスの提供条件について定めます。本規約は当会の利用者と当会利用に関わる一切の関係に適用します。運営上で規定する利用上の決まりも本規約の一部を構成するものとし、会員はこれを了承するものとします。

第二条 [会員の定義]

会員とは、本規約を承認の上、当会に入会を申し込み、当会が入会を認め、手続きを 完了した利用者(以下「会員」という)をいいます。

第三条[会費]

会員種別により会費は異なり、「登録講師会員」は会費無料、「公認講師会員」は会費 12,000 円(税込・2 年間) とします。

第四条 [会員登録]

第一項:会員登録を希望する者は、当会が定める手続きに従って、会員登録のため に必要なものとして、当会に必要事項を届け出るものとします。

第二項:当会が、会員となることを不適切と判断した場合、その会員登録を承認しないことがあります。

第五条[個人情報]

会員は自己の個人情報の取り扱いについて、当会はプライバシーポリシーに基づき適切な対処をする限りにおいて、これを一任するものとします。

第六条[届出事項の変更]

第一項:会員は、入会時に当会に届出た氏名、住所等の個人情報に変更が生じた場合には、遅滞なく当会に当会指定の手続きにて届出るものとします。

第二項:前項の届出がないために、当会からの通知、商品や送付書類が延着した場合、または到着しなかった場合は、その事実にかかわらず、通常到着すると考えられる時期に会員に到着したものとみなします。

第七条[サービス提供等]

あります。

第一項:当会はインターネット(技能認定会員専用サイト)にて情報を提供します。 第二項:当会は、必要に応じて内容を事前の告知なく追加、変更、削除することが

第三項: 当会は、システムの保守やその他の理由により、会員に事前の連絡をする ことなく中断することがあります。

第八条[情報の利用範囲]

第一項:会員は、個人的な使用の場合そのほか著作権法により認められる利用を 行う場合を除き、権利者の許諾なく複製・送信・頒布・改変・切除・販売・ネット上での配信等を行う行為をしてはならず、これらを行う場合は、事前に当会およ び内容によっては代表理事に許諾を得るものとします。

第二項:当会および代表理事はこれを許諾しないことができます。

第九条 [権利の帰属]

第一項:当会が会員向けに掲示するサポートおよびサービス内容に関する知的財産権はすべて当会に帰属します。

第二項:その他、「利用規約」の範囲を超えるご利用はできません。

第十条[免責]

当会は、以下の各号に示す事項により発生する会員の損害につき、その責任を負担しないものとします。ただし、当会の故意または重大な過失に起因する場合、この限りではありません。

- 1. 会員のメールアドレス、パスワード、取引情報当の漏洩、盗用等
- 2. 当会で提供する情報の誤謬等
- 3. 通信回線、通信及びコンピューター機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤 作動等
- 4. 通信、郵便または当会以外の業者の故意または過失による誤謬、遅延等
- 5. 天災地変等の不可抗力

第十一条 [禁止行為および利用停止]

第一項: 当会を利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

- 1. 当会のシステムあるいはデーターを損壊する行為
- 2. 有害なコンピュータープログラム等を送信したり書き込む行為
- 3. 当会や他の会員あるいは第三者の著作権その他知的財産権を侵害する行為
- 4. 第三者の著作権を侵害して作品を制作し、公開および販売する行為
- 5. 他の会員あるいは第三者を誹謗中傷したり名誉を傷つける行為
- 6.他の会員あるいは第三者の財産、プライバシーを侵害するなど不利益を与える行為
- 7. 公序良俗に反する内容の文書を書き込んだり、図画等を送信する行為
- 8. 当会との契約または当会の事前の許可なく、当会の名称を使用して営業活動を 行ったり、営利を目的とした文書、プログラム、データー等を送信する行為
- 8. 当会の運営等、当会の業務を妨げるような行為
- 9. 氏名その他会員情報に関して虚偽の事項を申告する行為
- 10. 講師活動において特定の政治団体や宗教団体へ勧誘する行為
- 11. 法令に違反する、または違反する恐れのある行為
- 12. その他当会が合理的な理由で不適合と判断する行為
- 13. 理由の如何にかかわらず、当会のシステムに悪影響を与えるような行為
- 14. 理由の如何にかかわらず、他の会員の利用に著しい不便をあたえるような行為第二項: 当会は、会員が前項各号のいずれかに該当する行為をなした場合には、当該当会員への事前の通告または催告することなく、当会の利用を停止し、会員資格を喪失させることができるものとします。

第十二条 [期限の利益喪失]

会員は、前条第二項に該当した場合においては、期限の利益を損失するとともにその時点で発生している債務の一切を履行するものとします。

第十三条[損害賠償]

会員が当会システムを通じて当会に損害を与えた場合、当会はその者に対し、損害 賠償の請求を行うことができるものとします。

第十四条 [裁判管轄]

会員と当会との間で紛争が生じた場合は、当会の所在地を管轄する地方裁判所を 唯一の管轄裁判所と定めます。

第十五条 [運営の継続が困難な場合]

事故、災害、天変地異等の不可抗力により当会の運営が困難な場合、サポートおよびサービスを中断または中止することがあります。

第十六条 [規約の変更]

当会は、会員の承諾を得ることなくこの規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第十七条[退会]

第一項:会員は随時退会できるものとし、退会に際しては当会より所定の手続きをとり、申請するものとします。

第二項:会員が退会を希望する場合には当会所定の書式により退会を当会に届出 るものとします。

第三項:払込済会費(認定審査料等を含む)は中途退会の場合返却しないものとします。

第四項:退会の手続きをした会員については、即時会員資格を失うものとします。

第十八条[企画・商品案内メール等の送付]

会員へは、当会からの営業情報・商品情報等の各種ご案内のメール送付をする場合があることを了承するものとします。

附則

この規約は2015年9月1日から施行するものとします。 (2022年1月1日改定)

一般社団法人 日本アートクラフト連盟

JESCA 日本イレイサースタンプ協会

本部所在地:〒080-0036 北海道帯広市西 6 条北 2 丁目 15-7

https://www.eraserstamp.net